
プロジェクト ASAF 対応

項目 開示に関する取組み（開示原則 - キャッシュ・フロー計算書）

本資料の目的

1. 本資料は、2014年10月の国際会計基準審議会（IASB）の会議で審議が予定されている「開示原則 - キャッシュ・フロー計算書及び関連する開示に関する論点」に関するペーパーについてご説明するとともに、各論点についてご質問やご意見をいただくために作成したものである。
2. IASBは、開示原則プロジェクトのディスカッション・ペーパーの作成に向けた議論に着手しており、この中には、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の要求事項の見直しが含まれている。IASBは、検討を進めるにあたって、英国の財務報告評議会（FRC）によって行われているリサーチ・プロジェクトを活用しており、2014年10月会議では、FRCスタッフが作成したペーパー（以下「本ペーパー」という。）¹をベースとして取組みの方向性について議論を行うことが予定されている。
3. 以下において、本ペーパーの概要（FRCスタッフの暫定的な見解と関連する分析）、及び、本専門委員会におけるディスカッション・ポイントを示している。

¹ FRCスタッフが作成したペーパーは、これまで、FRC、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）において議論されているが、ペーパーに記載されている暫定的な見解はFRCスタッフによるものである。

第1章 はじめに

(本ペーパーの位置付け等について記載であるため、省略)

第2章 キャッシュ・フロー情報の有用性

FRCスタッフの暫定的な見解

1. 業績についての情報は、主として発生主義による財務諸表によって提供される。キャッシュ・フローの開示の目的は、業績に関する代替的な測定値を表示することではないが、発生主義ベースの業績の測定値と企業によるキャッシュの創出との関係を説明すべきである。
2. キャッシュ・フローの開示は、財政状態計算書において提供された流動性に関する情報を補完すべきである。当該情報を提供するために最も適した手段は、キャッシュの変動を説明するすべてのキャッシュ・インフロー及びアウトフローに関する完全な要約することである。これがキャッシュ・フロー計算書である。
3. 運転資本の変動に関する情報は、経営者が資源を効率的に運用していることの評価を支援するのに有用である。
4. 非資金取引情報を開示しないことは潜在的に誤解を招く可能性があるため、キャッシュ・フロー情報の開示はその他の開示で補完されるべきである。追加的な情報（純負債の調整表を含む）が、財務構造の変動に関する一貫した要約を提供する上で必要である。

4. キャッシュについての情報は、主に次の目的から使用される可能性があり、以下において、それぞれについて詳細な検討を行う。

- (1) フリーキャッシュ・フローのような業績指標を得た上で、企業価値評価のインプットとして利用すること
- (2) 流動性を評価すること
- (3) 運転資本の活用のあり方を理解すること
- (4) 企業の財務に関する変化を理解すること

業績指標

5. 業績指標の提供がキャッシュ・フロー情報の使用方法の一つとして考えられるが

が、FRCスタッフは、次の観点から業績指標としての使用は必ずしもキャッシュ・フロー情報を提供する上で主要な目的でないと考えている。

- (1) 発生主義に基づく情報の方が業績に対するよりよい洞察を提供すると考えられること
 - (2) フリーキャッシュ・フローの情報は、発生主義に基づく情報から算出できると考えられること
 - (3) キャッシュ・フロー情報は、投資リターン(return on investment)と投資の回収(return of investment)の双方を含むため、業績指標とはみなせない。
6. このため、キャッシュ・フロー情報の改善に当たって業績指標の提供に焦点を当てることについては慎重になる必要がある。しかし、キャッシュ・フロー情報は発生主義に基づく業績指標と企業のキャッシュ生成との関係を説明することにより、業績の質に対する洞察を提供するものであり、財務諸表利用者が企業の業績の理解をする上で役に立つものとFRCスタッフは考えている。

流動性

7. 流動性に関する情報は、キャッシュ・フロー情報の最も重要な観点の一つとして投資家が認識していることがアウトリーチから示されている。
8. 流動性の情報は、財政状態計算書のキャッシュの金額及びその他の資産、負債の金額、並びにその比較情報からも得ることができる。しかし、FRCスタッフは、企業の流動性及び流動性の変動に関する財務諸表利用者の理解は、次の方法を通じて、キャッシュ・フロー計算書によって高め得ると考えている。
 - (1) 現金及び現金同等物の純変動額に焦点を当てること
 - (2) キャッシュ残高の変動額の理由を示すこと（例えば、営業活動によるものなのか、投資活動によるものなのか等）

運転資本の活用

9. キャッシュ・フロー計算書に関する開示は、企業の資源がどのように効率的に活用されたかについても示す。運手資本の変動と当期において報告されている他の金額との関係（例えば、売掛金の増加が売り上げの増加と比例的か否か）は、企業の売掛金の回収能力の低下を示すものかもしれない。投資家がこうした運転資本の活用の情報に関心を有していることはアウトリーチの結果からも明らかになっている。
10. 現行実務においては、運転資本の変動はキャッシュ・フロー計算書における純損

益からの調整表でしばしば報告されている。このため、FRCスタッフは本プロジェクトにおいて、運転資本の表示方法に関する要求事項を検討すべきと考えている。

企業の財務

11. キャッシュ・フロー情報は、債務及び同類の義務に関するキャッシュの受取り及び支払いを要約するものであるが、非資金取引により債務が発生することや債務の残高が為替の影響により変動することを考慮すればキャッシュの情報だけでは不完全なものとなる。このため、完全な情報を提供するには、純負債の調整表の開示が必要であるとFRCスタッフは考えている。
12. さらに、非資金取引が開示されない場合、キャッシュ・フロー情報はミスリーディングであるかもしれないという見解がある。

ディスカッション・ポイント

FRC スタッフの暫定的な見解について、特に次の点についてご意見を頂きたい。

- ・ キャッシュ（又は、キャッシュ・フロー）に関する情報の主な使用用途
- ・ 運転資本の変動に関する情報の開示の必要性
- ・ 純負債の調整表の開示の必要性

第3章 営業活動から生じるキャッシュ・フロー

調整表及び営業活動の定義

FRCスタッフの暫定的な見解

5. 財務諸表には、営業活動からの損益と営業活動により創出または費消されたキャッシュとの調整表が含まれるべきである。
6. 「営業活動」は、たとえば、顧客、従業員及び供給者との取引を含むものとして定義または記述すべきである。単にある項目が異常または非反復的だからといって、当該項目を営業活動から除外すべきではない。
7. 「営業活動」は、残余（default category）とすべきではない。営業活動（またはキャッシュ・フロー計算書のその他のセクション）に関連しない項目は、別個に報告すべきである。

13. 関係者との協議を通じて、営業活動によるキャッシュ・フローの報告が重要である旨が確認された。
14. IAS第7号に基づいて間接法に基づいて作成されるキャッシュ・フロー計算書においては、営業活動によるキャッシュ・フローと純損益及びその他の包括利益計算書の調整表が開示される。但し、2010年にIASBより公表された財務諸表表示のスタッフによる草案では、直接法の計算書とともに、調整表の開示を要求する旨が提案されていた。また、2008年に公表された「財務諸表表示に関する予備的見解」では、項目ごとにキャッシュ・フロー計算書と純損益及びその他の包括利益計算書の調整表を開示することが提案されていた。
15. 営業活動によるキャッシュ・フローと純損益及びその他の包括利益計算書との調整表によって、次の情報が提供される。
 - (1) 業績とキャッシュの創出との関係を説明する。当該情報は、利益の質の評価に役立つとともに、将来の利益及び将来キャッシュ・フローの評価に役立つ。
 - (2) 営業活動から創出されたキャッシュの金額に関する情報を提供する。営業活動は他の活動と比べてより持続的であることから、流動性の評価において特に重要である。
 - (3) 運転資本の変動の情報を提供し、資源の活用が効率的にされたか否かの評価に役立つ。
16. 現行の実務では間接法により示される調整表は、例えば税引後利益のように純損益及びその他の包括利益計算書のどの表示科目から開始してもよいが、投資家は「営業」利益をあらわす小計から始まる調整表を好むという証拠がある。営業利益から開始することにより、調整項目は少なくなり、調整表は理解しやすいものとなる。
17. 営業利益と営業活動により生じるキャッシュ・フローの調整表の要求は2010年7月の「財務諸表の表示」のスタッフ草案においても提案されたが、IAS1号では「営業利益」の開示を要求していないことから、当該要求事項を適用することは困難であるかもしれない。また、「営業活動」を実務において完全に整合的に適用されるように厳密に定義することは困難である。
18. しかし、十分なガイダンスを提供することによって、「営業活動」の情報を意味あるものとすることは可能であろう。また、追加的な開示要求を設けることによって、利用者が財務諸表で使用された営業活動の定義を知るようにすることが可能であろう。
19. IAS7号においては、「営業活動」が残余区分 (default category) となっている。

しかし、営業活動が重要であることを考えれば、残余ではなく営業に関連するもののみを含めることがより適切とFRCスタッフは考えている。FRCスタッフは「営業活動」は通常、顧客、従業員そして仕入先との取引を含むと説明できると考えており、また、ただ単に異例もしくは非反復的なものという理由だけで、営業活動から項目を除外するべきではないと考えている。

ディスカッション・ポイント

FRC スタッフの暫定的な見解に関する次の点についてご意見を頂きたい。

- ・ 営業活動からの損益と営業活動により創出または費消されたキャッシュとの調整表の必要性
- ・ 「営業活動」について提案されているような定義を設けること

調整表の開示場所

FRCスタッフの暫定的な見解

8. 営業活動からの損益と営業活動により創出または費消されたキャッシュとの調整表は、キャッシュ・フロー計算書の一部としてではなく、キャッシュ・フロー計算書の補足的注記として目立つ形で表示すべきである。
20. 現行の実務では、損益とキャッシュの調整表は、通常キャッシュ・フロー計算書の冒頭に表示される。この点に関連して、投資家に調整表の表示場所を計算書の中に含める方法と注記により開示する方法のいずれが望ましいかについてヒアリングを行ったところ、殆どの投資家から、計算書の一部として表示される方法が支持された。主な理由として、当該方法は調整表の重要性と整合的であるほか、利用する上で便利である点が指摘されていた。
21. 他方、一般的な財務諸表利用者を前提とすると、キャッシュ項目ではなく損益項目から始まるキャッシュ・フロー計算書は直感的ではなく、理解し難いものであると感じるかもしれない。また、調整表は、キャッシュ・フローの情報を提供するものでなく、それを説明するものにすぎないという見解がある。さらに、調整表をキャッシュ・フロー計算書の補足的注記として目立つ形で表示するとした場合、会計知識に長けている財務諸表利用者が多大な不利益を被る可能性は低いと考えられる。
22. このため、FRCスタッフは、当該調整表はキャッシュ・フロー計算書の一部として表示するのではなく、キャッシュ・フロー計算書の補足的注記として目立つ形で

表示すべきとの暫定的見解を示している。

ディスカッション・ポイント

FRC スタッフの暫定的な見解に関する次の点についてご意見を頂きたい。

- ・ 調整表の開示場所（キャッシュ・フロー計算書の一部として開示すべきか、キャッシュ・フロー計算書の補足的注記として目立つ形で開示すべきか）に関する見解

有形固定資産

FRCスタッフの暫定的な見解

9. (IAS 第 16 号で定義される) 有形固定資産を取得するためのキャッシュ・アウトフローは、営業活動からのキャッシュ・アウトフローとして報告すべきである。
 10. 有形固定資産への支出のうち、「取替(replacement)」と「拡張(expansion)」のいずれに関連するものかを評価するのに役立つような情報を提供することを推奨すべきである。
 11. (IFRS 第 3 号で定義されている) 「事業」の獲得のために支払った現金の対価を投資活動によるキャッシュ・アウトフローとして報告すべきである。
23. IAS7号では、有形固定資産の購入は投資活動として報告される。しかし、有形固定資産は営業活動を支えるものであるため、営業活動によるキャッシュ・フローとして報告する方がより論理的であると考えている。
24. 理想的には、現在の生産能力を維持するための「取替(replacement)」に関する資本的支出と生産能力や企業の事業の拡大するための「拡張(expansion)」に関する資本的支出とに区分すべきと考えられる。
25. しかし、技術革新や事業上のニーズを踏まえると、取替資産が従来の資産と全く同一であることは稀であること等から、実務的には、こうした区別を設けることは困難であると思われる。このため、次のような方法が考えられる。
- (1) 資本的支出について、「取替」と「拡張」の2つに区分することを要求するとともに、前者を営業活動区分、後者を投資活動区分に報告することを要求する。また、配分の根拠について開示を要求する。

- (2) すべての資本的支出を営業活動によるキャッシュ・フローとして報告することを要求し、資本的支出を2つに区分して開示することを推奨する。
26. なお、前項の(1)に記載した要求事項とする場合、営業キャッシュ・フローの数値が増加するように、より多くの支出を「拡張」に区分するようなインセンティブが働くかもしれない。このため、当該方法を採用する場合、「拡張」区分に分類することについて高いハードルを設定するためのガイダンスが必要となるだろう。
27. しかし、FRCスタッフは、当該アプローチは、複雑性を増加させることにつながるようになることを考える。このため、FRCスタッフはすべての資本的支出を営業活動によるキャッシュ・フローとして報告し、資本的支出を2つに区分して開示することを推奨する選択肢を支持している。
28. 但し、営業活動はその他の活動よりも持続性があることが想定されている一方、資本的支出は営業活動のその他の構成項目よりも非通常的である。このため、資本的支出は、キャッシュ・フロー計算書において、区分して開示されるべきと考えられる。なお、区分して開示することを要求する場合、FRCスタッフは、「資本的支出を除く営業活動により生じるキャッシュ・フロー」の金額を開示することが自然であると考えている。

ディスカッション・ポイント

FRC スタッフの暫定的な見解に関する次の点についてご意見を頂きたい。

- ・ 有形固定資産を取得するためのキャッシュ・アウトフローを営業活動からのキャッシュ・アウトフローとして報告することの有用性
- ・ 資本的支出を、キャッシュ・フロー計算書の本表または注記のいずれかによって、「取替」を目的とするものと「拡張」を目的とするものに区分することの有用性

利息及び配当

FRCスタッフの暫定的な見解

12. (利息の支払いを含め) 金融負債に関するキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書の財務区分に表示すべきである。(利息の受取りを含め) 投資に関連するキャッシュ・フローは、投資区分で報告すべきである。
13. 営業活動に関連するキャッシュ・フローは、関連する貸借対照表上の金額が割り引

かれている場合であっても、キャッシュ・フロー計算書の営業活動の区分において表示すべきである。これには、割賦条件の取引による顧客からの現金の受け取りや仕入先への支払い、財政状態計算書において引当金が計上されている営業活動に関連する現金の支払いなどが含まれる。

14. 支払配当金は、財務活動に表示し、受取配当金は、投資活動に表示すべきである。
29. IAS7号では、受取と支払の双方について利息及び配当を区分して表示することを要求しているが、表示するセクションについては、営業、投資、財務から選択することが許容されている。一方、米国会計基準においては、受取利息及び支払利息、受取配当金はいずれも営業活動に分類されることになっているが、当該決定について7名のうち3名のFASB理事が反対意見を示していた。
30. 利息の概念は、発生主義会計において資本リターンと資本の回収を識別する際に必要な概念である。しかし、キャッシュ・フローの文脈においては、利息の概念の考慮は不要であり、誤解を生じさせるものとFRCスタッフは考えている。
31. 例えば、満期日にのみ支払いが発生するゼロクーポン債について、利息部分と元本部分を分けて開示した方がより有用な情報の提供につながると考える者もいるが、満期日にのみ発生する支払いはすべて資金提供者に対する支払いであり、当該報告は、債務に関する実際のキャッシュ・フローを忠実に表現している。
32. また、割引計算に重要性が生じる長期の割賦条件による資産の売却やIAS第37号における引当金についても、同様に利息を区分すべきという見解があり得る。しかし、上記のとおり、利息の概念はキャッシュ・フローにおいては不要なものであると考えられる。このため、ある項目が営業活動に関連する場合、財政状態計算書上の金額が割引かかれていたとしても、キャッシュ・フローは営業活動区分に表示すべきである。
33. なお、支払配当金は、資本提供者への支払いである旨が明確なことから財務活動として報告すべきであるとFRCスタッフは考えている。また、受取配当金は、投資活動によるキャッシュ・フローとして報告すべきである。

ディスカッション・ポイント

FRC スタッフの暫定的な見解に関する次の点についてご意見を頂きたい。

- ・ キャッシュ・フロー計算書上、割引計算における利息要素を区分して表示する必要はないという見解
- ・ 営業活動に関連する利息は、キャッシュ・フロー計算書上、営業活動の区分

に表示すべきという見解

- ・ 支払配当金は財務活動区分に表示し、受取配当金は投資活動区分に表示すべきという見解

税金

FRCスタッフの暫定的な見解

15. 法人所得税に関連するキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書の法人所得税の区分で独立して表示すべきである。
34. 現行のIAS7号では法人所得税に関するキャッシュ・フローは、投資活動及び財務活動に特段紐づけられる場合を除き営業活動により生じるキャッシュ・フローとして報告することを求めている。
35. 他方、2010年7月の「財務諸表の表示」スタッフ草案の提案では、キャッシュ・フロー計算書上、法人所得税に関するキャッシュ・フローについて、独立した区分で開示する旨を提案していた。これは、法人所得税の配分が複雑で裁量的であること、法人所得税は個別の活動でなく法的事業体を単位として課税されること、当期の支払法人税は前期以前の取引をベースとするケースもあること等によるものである。

ディスカッション・ポイント

FRC スタッフの暫定的な見解に関する次の点についてご意見を頂きたい。

- ・ 独立区分において、法人所得税に関するキャッシュ・フローを表示することの有用性

第4章 直接法と間接法

FRCスタッフの暫定的な見解

16. 「営業活動によるキャッシュ・フロー」を算出するための特定の方法について、会計基準が要求又は許容する必要はない。利益と営業活動によるキャッシュ・フローの調整表が必要とされる場合、間接法が実務上広く用いられる可能性が高い。しかし、直接法が禁止されるべきではない。

17. 会計基準において、営業活動によるキャッシュ・フローのうち、特に重要な構成要素を識別して、当該構成要素の金額または関連する運転資本項目の変動について開示を要求すべきである。

36. キャッシュ・フロー計算書に関して最も議論を呼ぶ論点としてキャッシュ・フロー計算書の作成方法（直接法か間接法）がある。IAS第7号では営業活動に関するキャッシュ・フローを直接法で報告することを推奨しており、同時に代替案として間接法も許容している。直接法の利点としては次のようなものがある。

(1) 直接法は、各活動及び報告される表示科目について実際のキャッシュ・フローを報告する。

(2) 直接法による情報のほうがより直感的であり理解しやすい。

(3) 直接法が使用される場合、顧客から受領したキャッシュ、仕入先に対する支払いが個別に表示され、営業活動に関連するキャッシュ・フローを分解することができる。当該分解情報は、財務諸表利用者が将来のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性の評価に役立つ可能性がある。

37. IASBは、これまでに直接法の要求を提案したこともあるが、それに対する反応では多くの者が反対意見を示した。主要な懸念の1つは、直接法を要求するように変更した場合において財務諸表作成者に負荷されるコストであった。この点、「間接的直接法」によって、コストが大幅に軽減されるという見解が示されたが、作成者からは、当該見解に同意しないという見解が示された。

38. 投資家及びその他の財務諸表利用者が直接法によるキャッシュ・フロー計算書を好むということが時には示唆されることがあるが、その証拠は必ずしも明確でない。例えば、FRCによって行われたアウトリーチでは、利用者の見解が分かっていたほか、スウェーデン企業同盟（Confederation of Swedish Enterprise）による調査によると、財務諸表利用者は間接法によるキャッシュ・フローの情報を有用と考えているとされていた。

39. FRCスタッフは、営業利益と営業活動によるキャッシュ・フローの調整表を求める暫定見解を示しており、当該調整表は現行の間接法によって提供される重要な情報の多くを提供することになる。このため、FRCスタッフの提案を前提とすると、検討すべき論点は、直接法と間接法のいずれを要求又は許容されるべきかでなく、営業活動によるキャッシュ・フローのどの構成要素についてより詳細な情報を開示すべきかになると考えられる。例えば、顧客から受け取るキャッシュについて開示を要求することが考えられるが、本ペーパーでは、どの構成要素についてより詳細な情報を開示すべきかについて更なる検討を行わない（2014年10月16日に開催されるCMAC会議において議論することが予定されている。）

40. また、別の方法として財務諸表利用者が営業活動により生じるキャッシュ・フローの構成要素の金額を計算するのに役立つ追加的な開示を要求するアプローチも考えられる。例えば、顧客からの売掛金の変動額が個別に報告されていれば、顧客から受領するキャッシュの金額を財務諸表利用者が計算することは可能であるとも考えられる。しかし、これは顧客からの売掛金の変動額が売り上げにより増加及び現金回収による減少のみを示していることを前提としており、為替の変動や減損の影響がこの変動に含まれていれば、このような形式の開示はその目的を完全には達成しないとFRCスタッフは考えている。
41. 他方、他の代替案と比較した場合によりコストがかからないであろうことを考慮すれば許容可能なものとして見られるかもしれないとFRCスタッフは考えている。

ディスカッション・ポイント

FRC スタッフの暫定的な見解に関する次の点についてご意見を頂きたい。

- ・ 全部又は一部に関する直接法によるキャッシュ・フロー情報の有用性

第5章 その他の論点

42. FRCスタッフは、上記以外の論点として次のものがあり、これらについてディスカッション・ペーパーに含めるべきか否かを今後の会議において検討する必要があると考えている。
- (1) 主要な論点
- ① 現金及び現金同等物の定義
 - ② キャッシュ・フローの総額表示と純額表示（どのような状況において、総額表示が適切か）
 - ③ 金融機関に有用なキャッシュ・フロー情報
 - ④ 営業活動によるキャッシュ・フローの構成要素に関する開示
- (2) 現行基準の見直し
- ① キャッシュ・フロー計算書の区分の定義
 - ② 非資金取引の開示
 - ③ 企業結合に関する開示

- ④ 非反復的な項目
- (3) IAS7 号の修正提案に含まれている論点
 - ① 財務活動に関連する帳簿価額の調整表
 - ② 現金及び現金同等物残高の使用制限

ディスカッション・ポイント

FRC スタッフの暫定的な見解に関する次の点についてご意見を頂きたい。

- ・ その他の論点として識別されている項目について、検討の必要性和優先順位

以 上